

令和 7 年 3 月

関係者各位

林業・木材製造業労働災害防止協会京都府支部  
京都府労働局登録教習機関京第 7 号  
〈登録有効期間 令和 9 年 11 月 21 日〉

### はい作業主任者技能講習会のお知らせ

労働安全衛生法第 14 条、同施行令第 6 条第 12 号の規定により、高さが 2 メートル以上のはい（倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷（小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く。）の集団をいう。）のはい付け又ははい崩しの作業（荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く。）を行う場合は、事業主は技能講習を修了した者のうちから、作業主任者を配置しなければならないことになっております。京都労働局登録教習機関であります当支部において、下記により技能講習会を実施しますので必要な方はこの機会に受講されますようご案内申し上げます。

### 記

#### 1. 日程

| 日程                                | 時間             | 集合    | 講習会場                                                                                    |
|-----------------------------------|----------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 7 年<br>5 月 22 日（木）<br>～23 日（金） | 9:00<br>～17:00 | 8:45～ | 京都府立口丹波勤労者福祉会館 2 F<br>住所 南丹市八木町西田金井畠 9 番地<br>電話 0771-42-5484<br>交通 JR 嵯峨野線 八木駅下車徒歩 20 分 |

#### 2. 受講料等

15,180 円（内訳：受講料 13,200 円、テキスト代 1,980 円：税込）

##### 【振込先】

京都中央信用金庫三条支店 普通預金 0515060

林業・木材製造業労働災害防止協会

（リンザイギョウロウサイボウシキョウカイ）

京都銀行二条駅前支店 普通預金 1055624

林業・木材製造業労働災害防止協会

（リンギョウモクザイセイゾウギョウロウドウサイガイボウシキョウカイ）

#### 3. 受講資格

満 18 歳以上で、はい付け又ははい崩し作業に 3 年以上従事した経験を有する方。

#### 4. 講習内容

##### 【学科教育 12 時間】

- ① はいに関する知識 ② 人力によるはい付け又は、はい崩しの作業に関する知識 ③ 機械等によるはい付け又は、はい崩しに必要な機械荷役に関する知識 ④ 関係法令

##### 【修了試験 1 時間】

5. 申込先

〒604-8417 京都市中京区西ノ京内畑町 41-3

林業・木材製造業労働災害防止協会 京都府支部

TEL 075-802-2991

6. 定員 40 名 ※定員に達しましたら申し込みを終了します。

7. 申込方法

**電話により仮予約して頂いた上で、別紙申込書に写真を貼付、必要事項を記入し、受講料の振込証明書等の写しと別途写真 1 枚を添えて郵送願います。（事務所への直接持参も可能です。）**

なお、持参の場合は、窓口で受講料の支払い可。

**※写真のサイズ（タテ 3.6cm×ヨコ 2.5cm：ポラロイド不可、コピー用紙印刷不可、裏面に氏名を記入）**

8. 申込期間

令和 7 年 3 月 21 日から令和 7 年 5 月 7 日までに手続きを完了してください。

9. その他

①申込者には、後日受講票（ハガキ）を送付します。（講習日の 5 日前までに届かない場合は連絡してください。）

②当日、本人確認をしますので、受講票と本人確認ができるもの（運転免許証等）をお持ちください。

③駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関のご利用や乗り合わせなどご協力をお願いいたします。なお、満車の場合は自己責任で確保願います。

④テキストは講習会場でお渡しします。

⑤昼食は、各自用意してください。

⑥修了証は、修了試験の合格者に後日（2 週間以内に）郵送します。

⑦受講申込締切後に受講者の都合で参加を取り消される場合、受講料等は返却いたしかねますので御了承ください。

⑧受講申込が少ない場合は中止することがあります。

⑨不明の点は申込先へお問い合わせください。

10. おことわり

講習会当日、発熱等の風邪や咳・咽頭痛のような症状がみられるときは受講を控えていただきますよう御協力願います。

マスクの着用は、個人の判断に委ねますが、質疑等を座席で発言する場合や講習会場で大きな声で話す場合は、着用願います。

**\*新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、御理解と御協力をお願いします。**